

第34回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年4月21日（火） 午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員（13名）

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	松浦栄
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
		14	谷口雄記				

4. 欠席委員（1名）

13	兵頭知幸						
----	------	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)に対する意見聴取の専決処分について

日程第3 議案第125号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第126号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第127号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	葛本八千代	主事	水代康成
----	------	----	-------	----	------

7. 会議の概要

事 務 局	(司会進行)
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	(司会進行)
議 長	ただいまの出席委員は<u>13</u>名であります。 兵頭農業委員、善家推進委員、宇都宮推進委員より欠席の連絡を受けております。 定数に達しておりますので、これより第34回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に <u>14番 谷口 雄記 委員</u> <u>1番 ^{やまもと のぶお} 山本 伸男 委員</u>、 以上の両委員を指名いたします。 よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 報告第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取の専決処分について」を議題といたします。
議 長	令和7年度中に中間管理権を設定する必要が生じたため、緊急を要したので、鬼北町農業委員会規則第7条第1項第3号の規定により、専決処分をしたものであります。詳細につきましては事務局がご説明いたします。
事 務 局	【報告書に基づき、事務局 説明】
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご質問、意見等ないようですので、本件の質疑を終了いたします。本件は会長専決処分の報告事項であり、議決は不要となっております。
議 長	続いて日程第3 議案第125号「農地法第3条の規定による許可申請に

	ついて」を議題といたします。
議 長	順位 1 番について、 ^{まつうらさかえ} 松浦 栄 委員より説明願います。
松 浦 委 員	議席番号 4 番 松浦です。 議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 5 号 順位 1 番 説明】
松 浦 委 員	4 月 1 4 日に譲受人、杉本推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 5 号 順位 1 番 説明】
松 浦 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、松浦委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 2 番について、 ^{まつうらさかえ} 松浦 栄 委員より説明願います。
松 浦 委 員	議席番号 4 番 松浦です。 議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 5 号 順位 2 番 説明】
松 浦 委 員	4 月 1 4 日に譲受人、杉本推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 5 号 順位 2 番 説明】
松 浦 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを

	満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、松浦委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 3 番について、中本 誉 委員より説明願います。 なかもとたかし
中 本 委 員	議席番号 5 番 中本です。 議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 5 号 順位 3 番 説明】
中 本 委 員	4 月 1 5 日に譲渡人、譲受人、毛利推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 5 号 順位 3 番 説明】
中 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、

	順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 4 番について、中本 誉 委員より説明願います。 なかもとたかし
中 本 委 員	議席番号 5 番 中本です。 議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 5 号 順位 4 番 説明】
中 本 委 員	4 月 1 4 日に譲受人、毛利推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 5 号 順位 4 番 説明】
中 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 5 番について、中本 誉 委員より説明願います。 なかもとたかし
中 本 委 員	議席番号 5 番 中本です。 議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 5 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 5 号 順位 5 番 説明】
中 本 委 員	4 月 1 4 日に譲受人、毛利推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 5 号 順位 5 番 説明】
中 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを

	満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 5 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 5 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 4 議案第 1 2 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位 1 番について、 ^{ひょうどうまさお} 兵 頭 正男委員より説明願います。
兵 頭 委 員	議席番号 6 番 兵頭です。 議案第 1 2 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」順位 1 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 6 号 順位 1 番 説明】
兵 頭 委 員	4 月 1 4 日に、譲渡人、譲受人、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 6 号 順位 1 番 説明】
兵 頭 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。

各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 5 議案第 1 2 7 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。 順位 1 番から 3 6 番までを一括審議し、順位 3 7 番から 3 8 番については該当委員退席後に審議します。 事務局より説明願います。
事 務 局	それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 7 号 順位 1 番から 3 6 番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位 1 番から 3 6 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 7 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 1 番から 3 6 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 7 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 1 番から 3 6 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	しのぎきひであき 篠崎英明委員は退席願います。
	(篠崎英明委員 退席)

議 長	それでは順位 3 7 番から 3 8 番について事務局より説明願います。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 7 号 順位 3 7 番から 3 8 番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位 3 7 番から 3 8 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 7 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、 順位 3 7 番から 3 8 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、 挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 7 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、 順位 3 7 番から 3 8 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は篠崎 ^{しのざき} 英明 ^{ひであき} 委員を呼んでてください。
	(篠崎英明委員 着席)
議 長	それでは順位 3 9 番から 4 0 番について事務局より説明願います。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 7 号 順位 3 9 番から 4 0 番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位 3 9 番から 4 0 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 7 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、 順位 3 9 番から 4 0 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、 挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)

議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 7 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 3 9 番から 4 0 番は原案のとおり決定させていただきます。
議	長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議	長	以上で第 3 4 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
		事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
		議事録署名委員
		1 4 番
		1 番